

# 行政改革実施計画の見直しについて

平成25年5月  
袋井市

## 行政改革実施計画の見直し（変更及び追加）一覧表

取組の項目	変更・追加の区分	該当ページ
1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化		
(1) 市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進		
・防犯活動の推進による犯罪防止環境の形成	目標値の一部変更	P2
・農地・水・環境保全向上対策事業による農村景観の保全管理	目標値の一部削除	P3
・介護支援ボランティア制度によるまちづくりの推進	目標値の変更	P4
・協働によるみちづくりの推進	取組項目の追加	P8
(2) 民間委託等の推進		
・水道の検針・徴収等包括的民間委託の導入	目標内容の変更	P5
2 行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織づくり		
・消防本部・指令業務の広域化	目標内容の変更	P6
5 公正の確保と透明性の向上		
・外部監査制度の導入	目標内容の変更	P7
7 自主性・自律性の高い財政運営の確保		
(2) 経費の節減合理化等財源の健全化		
・公共施設マネジメント計画の推進	取組項目の追加	P9

※平成25年度の計画項目数は、新たに2項目を追加し、54項目となります(完了4項目も含む)。

## 行政改革実施計画(平成25～27年度) 変更項目一覧表

### 1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

#### (1)市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

取組項目名	担当課	策定時の現状と課題	課題解決	平成23～24年度の2年間の取組の効果	年次計画					年次計画を変更したい理由	変更の有無	
					項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
防犯活動の推進による犯罪抑止環境の形成 (スクールガードボランティア登録者数)	生涯学習課	安心・安全なまちづくりのため、各地域において防犯組織が設立され、各学校では保護者・地域住民がスクールガードボランティアを組織するなど、市民による防犯活動の実施により、犯罪の発生件数は、減少傾向にある。 今後も継続的な取組を推進していくため、自主防犯組織への支援や想定される児童数の減少による保護者のボランティア数の減少に対応することで、地域、学校、行政や警察等とが一体となった防犯対策を推進する必要がある。	解決した  <i>解決していない</i>	新規の登録者に活動時の腕章や「防犯パトロール中」のマグネットを配布とともに、スクールガードリーダーが、活動に対して指導・助言している。また、「子どもを守る学校・家庭・地域連絡協議会」では、小中学校職員、市PTA連絡協議会、袋井警察署、自治会連合会等のそれぞれの代表者が意見交換し、活動に活かしている。平成24年度には、新たに各小学校のスクールガードボランティア代表者による連絡会を開催し、意見や情報交換を行った。	登録者数	変更前	1,520人	1,520人	1,550人	1,570人	当初、スクールガードボランティアの登録者は、「児童数の3割以上の確保を目指す」としていた。平成22年度の登録者数は1,699人だったが、小学校によっては、すべての保護者を登録していた。このため、ボランティアの登録基準を見直し、日常的に見守り活動をしてくれる人に登録方法を変更した結果、平成23年度830人、平成24年度は614人と登録人数が大幅に減少した。(三川小△156人、浅羽東小△66人)  平成24年度で、すべての学校で登録基準が統一されたことから、今回の実績をもとに目標設定を見直したい。  (不審者被害の発生件数の推移) ・平成19年度 50件 ・平成20年度 46件 ・平成21年度 27件 ・平成22年度 21件 ・平成23年度 19件 ・平成24年度 11件	H18にスクールガードボランティアを組織化し、不審者による被害が減少し成果が出ている。  今回、ボランティアの登録基準の見直しで、すべての学校で統一されたため、目標数値が実態に即したものとなるよう変更する。  なお、不審者被害件数については、指標とはしないものの、発生件数の推移を継続して把握していく。  【変更する】

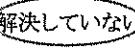
## 行政改革実施計画(平成25～27年度) 変更項目一覧表

### (1)市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

取組項目名	担当課	策定時の現状と課題	課題解決	平成23～24年度の2年間の取組の効果	年次計画					年次計画を変更したい理由	変更の有無		
					項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
農地・水・環境保全向上対策事業による農村景観の保全管理(活動参加者人数)	農政課	農業者の高齢化や非農業者の混在化の進展により、多様な生物を育み、防災や景観形成などの役割を持つ農地の多面的機能を守る働きが弱まっている。このため、農業者と非農業者により結成された活動組織が、農地や農業用水等の保全活動、また、農村の自然や景観を守る活動に取り組んでいる。 平成21年度末で22活動組織1,903.9ha、袋井市の農用地面積の52.2%となっている。しかし、国の補助事業が平成23年度終了予定であり、その後の活動について、財政面や取組方法等の検討が必要である。	解決した <i>解決していない</i>	これまでに23の地域で、農業者と非農業者が活動組織を結成し、市と協定を締結、農地や農業用水等の保全活動に取り組んだ。共同活動の協定農用地面積は、市内農用地区域の52%にあたる1,877haに及び、協定農用地面積は、県内で最大である。平成25年度はさらに、新規設立と組織の統合により協定面積が増加する予定である。	活動参加者人数	変更前 31,000人 実績 29,217人	31,500人	32,000人	32,000人	31,000人 実績 6月中旬確定	削除する	平成24年度から県の補助制度が変更され、補助事業の対象が、活動参加人数が多く見込まれる共同活動(景観形成など)から、向上活動(施設の長寿命化のための排水路の補修など)が中心となつたため、参加活動人数の指標は削除したい。 なお、協定面積の指標については変更せず、今後とも農村景観の保全管理に努めていく。	県の補助制度等の関連から、単に活動参加者人数を確保することを目標とせず、より効果的な保全活動を市民団体等と協働して実施するため、削除する。 【削除する】

## 行政改革実施計画(平成25～27年度) 変更項目一覧表

### (1) 市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

取組項目名	担当課	策定時の現状と課題	課題解決	平成23～24年度の2年間の取組の効果	年次計画					年次計画を変更したい理由	変更の有無		
					項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
介護支援ボランティア制度によるまちづくりの推進	いきいき長寿課	本制度は、高齢者自身が社会参加活動を続けることにより、いつまでも元気で自立した生活を送ることができる目的として、65歳以上の高齢者が、市の指定を受けた介護施設で行ったボランティア活動に対し、ポイントを付与し、そのポイントの合計に応じて、ポイント転換交付金を支給する制度で、平成22年度に導入した。 今後、ボランティア登録者数を増やしていくことや、現在、介護施設で行っているボランティア活動を、将来的には在宅支援へ展開し、制度の充実を図ることが課題となっている。	対象範囲について は、「施設」、「在宅での活動」に加え、介護予防教室である楽笑教室まで拡大しました。また、対象者については、新たに65歳以上となる方への保険証発送時に募集チラシを同封しPRを行った。一方、活動内容では、浅羽・笠原地区のボランティアと事業者との交流会を開催し、活動の充実を図った。	解決した  	登録者数	変更前			400人	400人	400人	平成22年度に本制度を開始し、3年を迎えるが、地域包括センターや活動中のボランティアとの協議の中では、登録者の実際の活動は半数程度で、登録者数を増やすことよりも、登録者をいかに円滑な活動実施に結び付け継続して活動してもらえるかが最優先課題であるとの共通認識となっている。 今後は登録者の活動開始へのコーディネートに重点を置き、活動者数を増やすことをいたしたい。 (「要介護認定者の割合」は、本制度以外の要因が及ぼす影響が大きく、この制度の進捗を測るための指標として適切でないため変更したい)	【変更する】
						250人	330人				実績 208人	実績 231人	
					要介護認定者の割合	変更後			250人	270人	290人	実際の活動者数	
						11.80%	11.60%				実績 12.3%	実績 12.4%	120人

## 行政改革実施計画(平成25～27年度) 変更項目一覧表

### (2) 民間委託等の推進

取組項目名	担当課	策定時の現状と課題	課題解決	平成23～24年度の2年間の取組の効果	年次計画					年次計画を変更したい理由	変更の有無
					項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
水道の検針・徴収等包括的民間委託の導入	水道課	現在の水道に関する業務は、検針業務以外は、職員が行っているが、これまでにも水道料金・下水道使用料の一括徴収化や督促状等のハガキ化など、事務の効率化の推進を図ってきたところである。 しかし、最近では、景気の低迷や家庭での節水意識の高まりにより、水道の給水収益が落ち込んでいることから、経費の削減など、さらなる事務の効率化が求められている。	解決した <i>解決していない</i>	包括的民間委託を実施している近隣の磐田市、浜松市にアンケート調査を行うとともに、受託側の代表的な企業との情報交換を行い、検討を進めてきた。	変更前  包括的民間委託	業者の選定	→  包括的民間委託の導入	平成20年度以降、有収水量の伸びがなくなり、逆に大きく落ち込む傾向があり、料金改定の効果が現れず赤字経営が続いている。平成24年度決算も同様の状況であり、包括的民間委託を導入するかどうかについて、費用対効果を確認し、結論を出していくこととする。 (包括的民間委託について、試算したところ、人件費などの経費が上がることとなり、費用対効果が認められない部分があるため、包括的民間委託ありきではなく、より効率的な委託方式の導入の検討が必要であるため、変更したい)	→  包括的民間委託の導入	【変更する】	

## 行政改革実施計画(平成25~27年度) 変更項目一覧表

### 2 行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織づくり

取組項目名	担当課	策定時の現状と課題	課題解決	平成23~24年度の2年間の取組の効果	年次計画					年次計画を変更したい理由	変更の有無	
					項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
消防本部・指令業務の広域化(消防本部)	防災課	近年、災害の大規模化・多様化に加え、少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、この状況に迅速かつ的確に対応するため、消防庁は平成18年に消防広域化に関し、消防組織法を改正した。 災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化等、消防力を強化するため、消防管内人口30万人規模の消防救急広域化を実現する必要がある。	解決した  解決していない	消防指令業務は、平成24年4月1日から1組合4市(袋井市森町広域行政組合、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市)で共同運用を開始した。消防本部の広域化については、東日本大震災を受けて、準備作業が遅延している。特に、震災を受け、各市町では地域防災計画の見直し等を行っており、消防行政はこれらの計画と密接な関係をもち、調整・連携を図る必要性があることから、広域化に係る作業は進んでいない。今後の進め方については協議中である。	変更前  消防本部の広域化  変更後	→  検討協議  →  検討  方針決定  方針決定に基づき対応	→  運用開始  →  方針決定  方針決定に基づき対応	→  検討  方針決定  方針決定に基づき対応	→  方針決定  方針決定に基づき対応	→  方針決定  方針決定に基づき対応	消防指令業務の広域化(共同運用)は完了し、4市1組合による中東遠消防指令センターを開設し、平成24年度から運用開始されているが、消防本部の広域化は、東日本大震災を受けて、準備作業が遅延している。 ついては、他市町の動向を踏まえ、継続して検討を進め、方針を決定していく必要があるため、変更したい。	消防本部の広域化は、1組合1市(袋井市森町広域行政組合と磐田市)での広域化を目指している。他市町の動向を踏まえ、継続して検討を進めていく必要があるため、変更する。  【変更する】

## 行政改革実施計画(平成25～27年度) 変更項目一覧表

### 5 公正の確保と透明性の向上

取組項目名	担当課	策定時の現状と課題	課題解決	平成23～24年度の2年間の取組の効果	年次計画					年次計画を変更したい理由	変更の有無		
					項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
外部監査制度の導入	監査委員事務局	現在、地方自治法に定める監査委員制度により、市の財務・事業や財政援助を行う団体等の事務・業務について監査を行っている。監査の専門性・透明性を高め、公正かつ透明性の高い行政運営に資するため、監査機能の強化が必要である。その内容を踏まえて、同制度を研究し、導入を検討することとした。	解決した  解決していない	監査制度の見直し案の考え方(内部統制体制の整備、監査や共同化のあり方)について研究した。	外部監査制度	変更前	制度研究	制度研究	導入検討	導入	→	平成23年度地方自治法の一部改正を目指して、地方行財政検討会議において監査制度の見直しが議論されたが、地方自治法の一部改正がされず現在に至っている。今後、地方自治法の一部改正により監査制度が抜本的に改正され次第、早急に制度導入について検討するため、変更したい。 ※現行の外部監査制度は、外部の専門家と契約し監査を受ける手法であるが、監査制度の見直しでは、監査の独立性・専門性を高めるため、監査の外部化を進めるとされており、その案として地方公共団体が地方監査共同組織を設立して監査を共同して行うことが議論されている。	【変更する】

## 行政改革実施計画(平成25~27年度) 追加項目一覧表

### 1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

#### (1) 市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

取組項目名	担当課	現状	課題	取組概要	効果	年次計画			追加の有無	
						項目	25年度	26年度		
協働によるみちづくりの推進	建設課	毎年多くの自治会から生活道路の拡幅等の整備要望がある。従来は事業着手とともに、地権者など関係者の承諾を得て進めてきた。 しかしながら、路線によっては地域からの要望でありながら地権者から合意を得られない場合があり、事業期間が延伸するなどの状況が生じている。	これら要望に対しは、限られた予算の中で、早期の着手による事業効果の発現を目指しているが、円滑な事業推進には、地権者など関係者の協力が不可欠である。 こうした状況を解消するため地域主体の取組により、事業着手前に関係者と事業計画について意見交換等を行い、予め合意形成を図っておく必要がある。	行政が、地域主体の取組を支援し、事業着手前に地権者など関係者との現地立ち会いや意見交換等を行う検討会（事業化準備制度：協働によるみちづくり事業）を開催し合意形成を図っていく（原則として2年間）。 ○検討会の内容 ・計画平面図や断面図の作成 ・問題点の抽出や課題の対策 ・道路整備方針（案）の決定 ・地権者等説明会の開催等  平成21年度から事業開始累計17路線（既事業化路線10、事業化準備継続路線7）  平成25年度 年次計画28路線（既事業化路線10、事業化準備継続路線7、事業開始路線11）	事業化準備制度として協働のみちづくり事業を実施することで、事業期間の短縮により早期の効果が発現し、安全安心なまちづくりが推進される。 また、合意形成に至らない場合であっても、地域のみちづくりについての検討や意見交換等をすることは、大変有意義であり、パートナーシップによる地域力の向上につながっていく。	事業実施路線累計	28路線	31路線	34路線	市民とのパートナーシップによるまちづくりは、それぞれの役割と責任を担い合う効果的な手法であり、事業期間の短縮や地域力の向上につながるため、追加する。 【追加する】

## 行政改革実施計画(平成25~27年度) 追加項目一覧表

### 7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

#### (2) 経費の節減合理化等財政の健全化

取組項目名	担当課	現状	課題	取組概要	効果	年次計画			追加の有無
						項目	25年度	26年度	
公共施設マネジメント計画の推進	企画政策課	<p>市は、道路・公園・上下水道や庁舎・学校・公民館など、多方面にわたる公共施設を所有、維持管理しており、今後、さらに老朽化が進んでいく。</p> <p>そのため、将来にわたり、市民に安全で快適な水準の施設環境を提供し続けていくためには財政計画と整合した計画的な修繕や更新（建替・多機能化・統合・廃止等）計画が求められている。</p>	<p>多様で、かつ大量な公共施設の維持管理や更新については、多くの財源が必要になることから、精度の高い財政見通しのもとで、計画的に対応していく必要がある。</p> <p>加えて、少子高齢化や人口減少を見据えた中で、公共施設の現状と課題を市民と共有化すること、また、庁内的には、データの一元管理を行うとともに、横断的な連携体制の構築が必要である。</p>	<p>平成25年度は、①平成24年12月に公開された「公共施設更新費用試算ソフト」を活用し、市が保有する公共施設の更新費用の試算や、②先進都市の視察、③公共施設マネジメントの必要性を庁内で共有化するための有識者や先進都市の担当者を招いた研修会などをを行う。</p> <p>平成26年度は、前年度の成果を踏まえ、市の公共施設の実情を調査し、市民ニーズや費用対効果、将来更新コストなどの面から課題を整理し、既存施設の有効活用や統廃合など、今後の公共施設の計画的かつ適正な配置に向けた公共施設マネジメント白書を作成する。</p> <p>公共施設の現状と課題を市民と共有し、今後の公共施設のあり方と共に検討していく予定である。</p>	<p>財政計画と整合した計画的な修繕や更新（建替・多機能化・統合・廃止など）計画により、将来的に市民に安全で快適な水準の施設環境を提供し続けていく。</p>	-	内部検討	マネジメント白書の作成	方針決定 【追加する】